

設置工事の補助金交付額

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「V2H充放電設備等設置工事申告」と工事の見積書（内訳書含む。）または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である（１）V2H充放電設備設置工事費、（３）付帯設備設置工事費、（４）その他設置にかかる費用について、以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、低い方を補助金交付額とします。

- ア. 工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査し、工事項目ごとに算定した額
- イ. センターが定める工事の項目ごとの補助金交付上限額（業務実施細則 別表7）
- ウ. 設置条件により定める補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

（詳細は、応募要領「5-15. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

V2H充放電設備設置工事の項目ごと補助金交付上限額（業務実施細則 別表7より）

No	補助対象となる費用項目		項目ごと補助金交付上限額（単位：万円）	
(1)	V2H充放電設備設置工事費			
①	V2H充放電設備設置基礎工事費	基数 単位	15	
	設備本体搬入費（通常/離島）		1/4	
②	電気配線工事費		85	
(3)	付帯設備設置工事費			
①	充電スペースのライン引き		5	
②	路面表示		15	
③	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	基数 単位	30
④	小屋			45
⑤	設備防護用部材		8	
⑥	電灯		5	
(4)	その他設置に係る費用			
①	雑材・消耗品費、養生費		5	
②	図面作成費		10	
③	レイアウト検討		10	
④	電力会社立会・協議費		5	
⑤	安全誘導費		10	
⑥	監督等の労務費		8	
	1 基設置の場合の補助金交付上限		95	

「一つの工事」で複数のV2H充放電設備を設置の場合は、基数単位となっている工事費用項目ごとの補助金交付上限額については、当該項目ごとに定められた別表7の補助金交付上限額に設置基数を乗じた額とする。また、「一つの工事」で複数のV2H充放電設備を設置場合の設置工事費の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。